○職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

昭和４３年３月３０日

条例第１４号

改正　平成17年3月30日　条例第2号

平成19年3月29日　条例第3号

令和元年12月24日　条例第5号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和4年12月22日　条例第7号

（趣旨）

第1条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２９条第４項の規定に基づき、職員の懲戒の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

（懲戒の手続）

第２条　戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

（減給の効果）

第３条　減給は、１日以上１年以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額（地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、報酬の額（一般職の職員の給与に関する条例（昭和４３年条例第１８号）第１３条に規定する時間外勤務手当及び同条例第１３条の２に規定する休日勤務手当に相当する額を除く。））の１０分の１以下に相当する額を、給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の１０分の１に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

（停職の効果）

第４条　停職の期間は、１日以上１年以下とする。

２　停職者は、その職を保有するが職務に従事しない。

３　停職者は、停職の期間中いかなる給与も支給されない。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附　則

この条例は、昭和４３年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月３０日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成１９年３月２９日条例第３号）

この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（令和元年１２月２４日条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年１２月２２日条例第７号）

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。